

第2章 ガイドラインの基本理念と基本方針

1 基本理念

京都らしく美しい森林と豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ

山紫水明と称えられる豊かな自然と1200年の悠久の歴史に育まれた歴史都市・京都の美しい景観は、京都市民のみならず国民の共有財産であり、世界の宝というべきものです。

誰もが思い浮かべる京都らしさ、それは神社の鎮守の森の静けさや、荘厳な寺院と調和した自然、新緑に映える山桜、咲き競うつつじ、錦秋の山々、尾根の松林、北山杉の直線美、よく手入れされた竹林など、四季折々のきめ細やかに織りなす風景ではないでしょうか。

それは文化的にも経済的にも、それを取りまく自然、そして森林と密接な関係にあった京都という歴史都市独特の風景です。しかし、ここ数十年の間に進行した経済構造と生活様式の変化に伴い、森林から人々が遠ざかる状態が続いたことによって、これらの「京都らしい」景観が存続の危機にさらされています。

50年後、100年後も京都が京都であり続けるためには、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とし、時を超え光輝く京都の景観づくりを推進していかなければなりません。

先人たちのたゆまぬ努力で守り、育てられてきたこの美しい京都三山の森林景観を未来の世代に継承することは、現代を生きる私たち一人ひとりの使命であり責務です。

そこで、今一度、京都らしく美しい森林、豊かな自然環境を取り戻し、次世代に引き継ぐために必要な方策を考える必要があります。

2 基本方針

ガイドラインの基本理念を実現するため、以下の4項目を基本方針にします。

基本方針1 人との関わりの中で形成されていた森林には手を入れていく森林景観づくり

かつて人との関わりの中で形成されていた森林については、積極的に手を入れ、人の手を入れることを必要としない自然度が高い貴重な森林については、最小限の維持管理に止めていくこととします。

基本方針2 森林の公益的価値の重要性に応じた森林景観づくり

景観を形成する価値や治山治水機能としての防災的価値、生物多様性からみた生態系の保全的な価値など、三山が持つ公益的価値の重要性を踏まえ、森林景観の保全・再生を図ります。

基本方針3 適地適木^{*1}の考え方を基本とした森林景観づくり

森林が健全に育つための自然的な条件は、樹種によって異なることから、特に表層の地質や地形の凹凸、斜面の勾配等の条件から導き出され、その場所に適した樹種を用いて保全・再生することを基本とした森林景観づくりを進めます。

基本方針4 市民やNPO、事業者等との協働による森林景観づくり

市民やNPO、事業者、及び社寺・学校など森林所有者、林業従事者、行政などの様々な主体の力を結集した取組を推進するため、本市において、ガイドラインを広く普及させるとともに、共汗で取り組む森林景観づくりを進めていくための仕組みを検討し、構築していきます。

^{*1} 適地適木の考え方： 森林のその場所で、自然に成り立つ森林を構成する樹種を植樹して、多様で安定し、安全で美しい森づくりを行うという考え方。